米国・EUに輸出対応可能な食肉処理施設（牛肉）の配置について

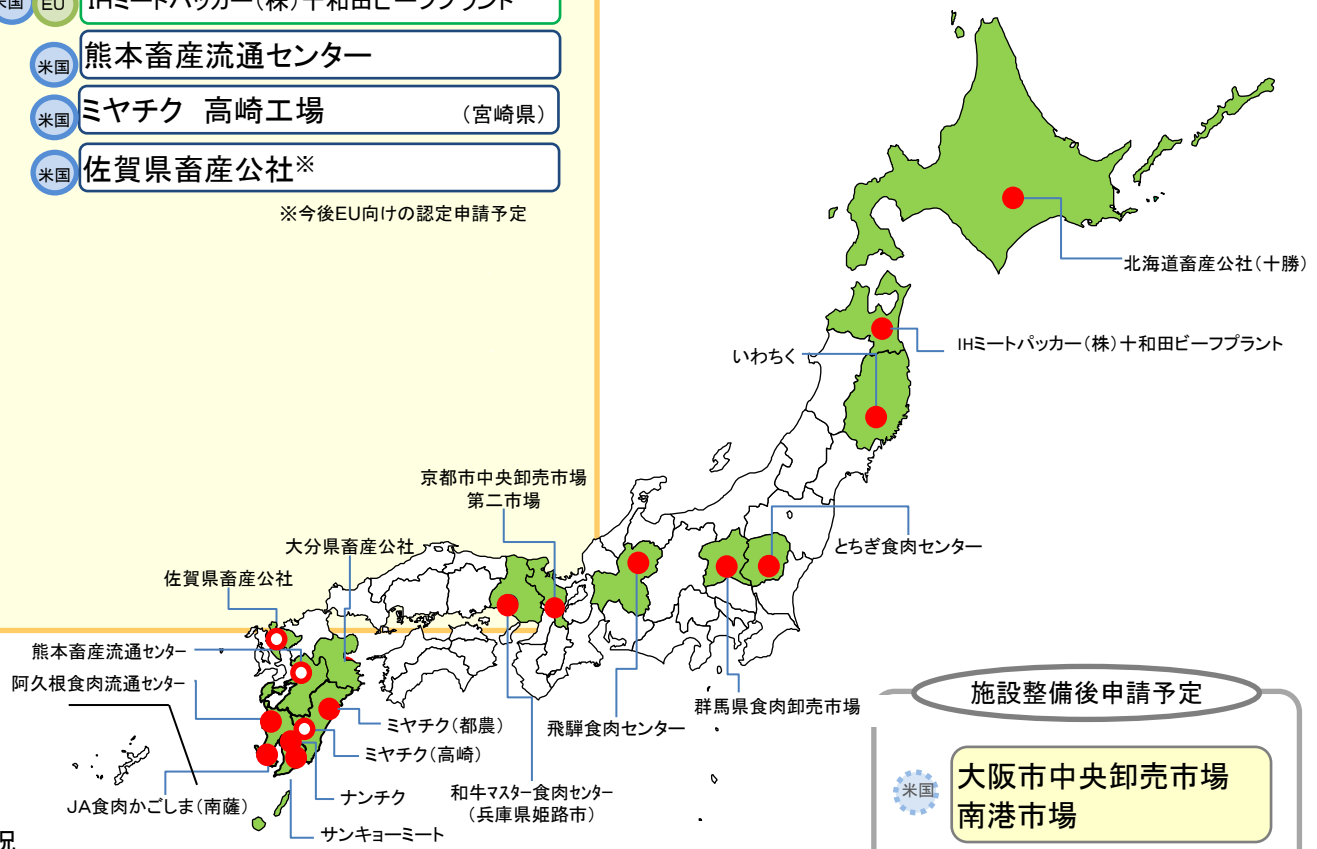
対米国輸出施設 ： 17施設
対EU輸出施設 ： 14施設

令和8年10月末時点

- 対米国・EU輸出可能な施設
- 対米国輸出可能な施設

米国 EU	とちぎ食肉センター
米国 EU	群馬県食肉卸売市場
米国 EU	飛騨食肉センター（岐阜県）
米国 EU	京都市中央卸売市場第二市場
米国 EU	和牛マスター食肉センター（兵庫県）
米国 EU	ミヤチク　都農工場（宮崎県）
米国 EU	阿久根食肉流通センター（鹿児島県）
米国 EU	ナンチク（鹿児島県）
米国 EU	サンキョーミート（鹿児島県）
米国 EU	JA食肉かごしま南薩工場
米国 EU	北海道畜産公社十勝工場 十勝総合食肉流通センター（第3工場）
米国 EU	いわちく
米国 EU	大分県畜産公社
米国 EU	IHミートパッカー（株）十和田ビーフプラント
米国	熊本畜産流通センター
米国	ミヤチク　高崎工場（宮崎県）
米国	佐賀県畜産公社※

※今後EU向けの認定申請予定



施設整備後申請予定

米国	大阪市中央卸売市場 南港市場
米国 EU	北海道和牛マスター 食肉センター

（参考）主要な輸出国・地域別の牛肉の輸出施設認定状況

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	15	30(1)	17	22(1)	14	87	79

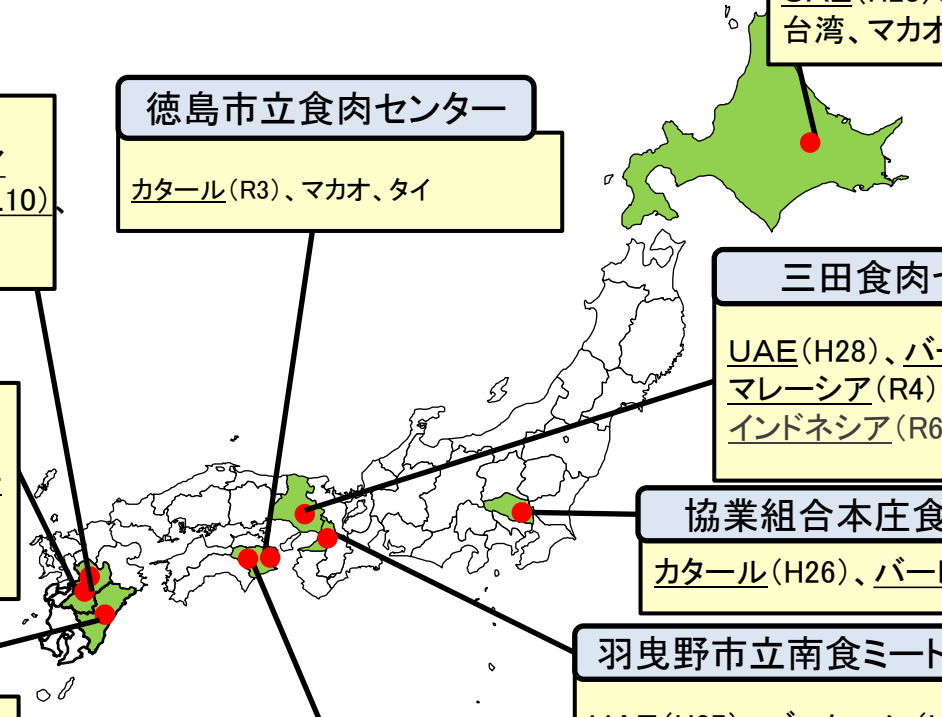
※（）内の数値は、非併設食肉処理施設の認定数であり、表中の施設数には含まない。

輸出向けハラール認証食肉処理施設（牛肉）の配置について

令和8年10月末時点

UAE	カタール	バーレーン	インドネシア	マレーシア	サウジアラビア	クウェート
7	9	6	4※	3	3	6

※1施設は全開連人吉食肉センターであり、認定を取得しなおす必要がある。



北海道畜産公社北見工場

UAE（H28）、バーレーン（R1）、カタール（R1）、台湾、マカオ、タイ、ベトナム

熊本中央食肉センター

UAE（R4）、カタール（R4）、サウジアラビア（R5）、クウェート（R7.10）、マレーシア（R7.10）、台湾、シンガポール、マカオ、タイ

徳島市立食肉センター

カタール（R3）、マカオ、タイ

三田食肉センター

UAE（H28）、バーレーン（H29）、カタール（H29）、マレーシア（R4）、サウジアラビア（R4）、インドネシア（R6）クウェート（R7.10）

全開連人吉食肉センター

タイ、マカオ、カタール（ R8.5 ）、バーレーン（ R8.5 ）、UAE（ R8.5 ）

ハラール認定必要国：再認定に向けて準備中

協業組合本庄食肉センター

カタール（H26）、バーレーン（H27）

SEミート宮崎

カタール（R6）、クウェート（R7.11）、UAE（R8.1）、インドネシア（R8.2）（マレーシア、サウジアラビア申請予定）

羽曳野市立南食ミートセンター

UAE（H27）、バーレーン（H27）、カタール（H27）、クウェート（R7.10）、マカオ、タイ、ベトナム、ミャンマー

にし阿波ビーフ

マレーシア（H29）、インドネシア（H30）、UAE（R5）、バーレーン（R5）、カタール（R5）、サウジアラビア（R5）、クウェート（R8.1）、台湾、シンガポール、マカオ、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマー

※輸出可能国（）内は認定年

※下線部：ハラール認証必要国